

東京医療学院大学における公的研究費の不正防止計画

東京医療学院大学（以下「大学」という）は、平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「実施基準」という）に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

第1節 機関内の責任体系の明確化

実施基準の観点	不正防止計画
1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	(1) 大学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、学長が当たるものとする。 (2) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。統括管理責任者は、保健医療学部長が当たるものとする。 (3) 大学内の各部局等における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。コンプライアンス推進責任者は、研究委員会委員長が当たるものとする。
2 監事に求められる役割の明確化	(1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。 (2) 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

実施基準の観点	不正防止計画
1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	(1) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。 (2) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。 (3) 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。 (4) これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。 (5) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。 (6) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。
2 ルールの明確化・統一化	競争的研究費等に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。 (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2 ルールの明確化・統一化)	(2) 大学としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、大学全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。 (3) ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。 (4) 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。
3 職務権限の明確化	(1) 競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、大学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。 (2) 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。 (3) 各段階の関係者の職務権限を明確化する。 (4) 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。
4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	(1) 大学内外からの告発等（大学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。 (2) 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。 (3) 以下のアからオを含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。 ア 告発等の取扱い 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から３０日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。 また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)	イ 調査委員会の設置及び調査 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。 ウ 調査中における一時的執行停止 被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。 エ 認定 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。 オ 配分機関への報告及び調査への協力等 1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。 2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。 3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。 4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。 5) また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
--	--

(4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)	(4) 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。 (5) 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。
-------------------------------------	--

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

実施基準の観点	不正防止計画
1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	(1) 大学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。 (2) 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。 (3) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	(1) 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。 (2) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、大学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。 (3) 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。 (4) 部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

実施基準の観点	不正防止計画
1 研究費の適正な運営・管理活動	(1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 (2) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。 (3) 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を大学として定め、大学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や大学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。 (4) 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。 (5) ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。 (6) また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。 (7) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。

(1 研究費の適正な運営・管理活動)	(8) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。 (9) 換金性の高い物品については、適切に管理する。 (10) 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。
--------------------	--

第5節 情報発信・共有化の推進

実施基準の観点	不正防止計画
1 情報発信・共有化の推進	(1) 競争的研究費等の使用に関するルール等について、大学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。 (2) 競争的研究費等の不正への取組に関する大学の方針等を外部に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

実施基準の観点	不正防止計画
1 モニタリングの在り方	(1) 競争的研究費等の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。 (2) 内部監査は、大学から独立し、かつ、実効性ある権限を付与された組織(以下「内部監査部門」という)が行う。 (3) 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。 (4) 内部監査部門は、上記(3)に加え、防止計画推進部署との連携を強化し、大学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(1 モニタリングの在り方)	(5) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。 (6) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。 (7) 実施基準第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力することとする。 (8) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。
-----------------------	---